

分類	整理番号	質問	備考
設計	<a href="#">1-1</a>	設計事務所や建設会社を選定する際の条件はあるか。	
	<a href="#">1-2</a>	仮設建築物の許可基準の内容が知りたい。	
	<a href="#">1-3</a>	仮設建築物の許可を受けずに確認申請を行うことは可能か。	
	<a href="#">1-4</a>	建築許可を取得するための予想される期間はどのくらいか。	
	<a href="#">1-5</a>	仮設許可申請、確認申請の手数料の減免はあるか。	
	<a href="#">1-6</a>	パビリオンの基本設計や実施設計の承認取得後にデザイン変更を行う際の承認に必要な期間はどのくらいか。	
	<a href="#">1-7</a>	耐火性能の規定は緩和されるか。	
	<a href="#">1-8</a>	建築基準法に定められていない建築材料や構造方法、Eurocode・ISOなどの国際基準を基に海外で加工された部材などの輸入材料等を使いたいが、どうすればよいか。	
	<a href="#">1-9</a>	地盤の耐力が知りたい。	
	<a href="#">1-10</a>	土壤汚染があるとのことだが、外構の計画上、何か対策が必要か。	
	<a href="#">1-11</a>	D.L.はT.PやO.Pと比べてどのような高さか。	
	<a href="#">1-12</a>	深さ2.5mを超える掘削は可能か。	
	<a href="#">1-13</a>	建築物の沈下を抑制するためには、どのような方法が考えられるか。	
	<a href="#">1-14</a>	セットバックの目的は何か。また、制限の対象となるものは何か。	
	<a href="#">1-15</a>	津波の影響に備えてパビリオンを設計する要件はあるのか。	
	<a href="#">1-16</a>	BIMデータはどのように活用するのか。	
	<a href="#">1-17</a>	BIMデータによるパビリオンのモデル作成において、意匠、構造、外構、設備、全てのデータが必要か。	
	<a href="#">1-18</a>	IFCデータの提出は必須か。	
	<a href="#">1-19</a>	エレベーターのかごの大きさは、幅1,700mm×奥行1,500mmまたは同等水準のサイズ（17人乗り）以上としなければならないのか。	
	<a href="#">1-20</a>	消防設備の設置要件を教えてほしい。	
施工	<a href="#">2-1</a>	パビリオンタイプA（敷地渡し方式）の建設を2025年4月の開幕に間に合わせるためのタイムライン（目安）を確認したい。	
	<a href="#">2-2</a>	会場内の工事調整・進捗管理方法について確認したい。	
	<a href="#">2-3</a>	「連絡調整協議体」の具体的な参加要件は。	
	<a href="#">2-4</a>	工事・解体に係るガイドライン（2-2-1_C-033）に記載のフェンスの高さは、最低限必要なものか。例えば、金網フェンスやウッドパネルなどで設置することは可能か。	
	<a href="#">2-5</a>	使用するクレーンの種類に制限はあるか。	
	<a href="#">2-6</a>	パビリオンを撤去する際の条件は。何かを存置しておくことはできるか。	
	<a href="#">2-7</a>	敷地の原状回復は、どのように行えばよいか。	
作業環境	<a href="#">3-1</a>	請負業者の工事事務所等はどこに設置すれば良いのか。	
	<a href="#">3-2</a>	敷地内で工事を実施するにあたり、共通で利用する工事用仮設等について費用負担が必要か。	
	<a href="#">3-3</a>	夜間及び休日作業を行うことができるか。	
	<a href="#">3-4</a>	工事作業員の会場へのアクセスについて教えて欲しい。	
	<a href="#">3-5</a>	相当な量の工具を持ち運ぶ場合、会場へ車両で通勤することは可能か。	
	<a href="#">3-6</a>	建設発生土の搬出先はどこか。また、建設発生土を埋戻しに使用できるか。	
	<a href="#">3-7</a>	大屋根（リング）内側の敷地においても工事動線は確保されるのか。	
	<a href="#">3-8</a>	繁忙期に工事車両の制限はあるか。	
	<a href="#">3-9</a>	工事期間中、建設資材の保管場所はあるか。	
	<a href="#">3-10</a>	各工区の施工ヤードに駐車場や工事車両の待機スペースはあるのか。	
	<a href="#">3-11</a>	パビリオン建設に関する契約において、委託を受けたPM会社等が、発注者の代理人やコーディネーターとしてプロジェクトに参画するものであり、建設工事の実施を行わない場合においては、建設業許可を不要と判断できるか。判断できる場合、契約書等で注意るべき点について、ご教示いただきたい。	
	<a href="#">3-12</a>	パビリオン整備において、監理技術者の兼任は可能か。	
	<a href="#">3-13</a>	人手不足改善に向けて、ビザの取得に関して、手続き方法等の情報がほしい。	

	<a href="#">3-14</a>	開幕直前の工事車両の集中に備え、物流交通対策はどうなっているのか。	
	<a href="#">3-15</a>	会場の通信環境は。	
イ ン フ ラ	<a href="#">4-1</a>	工事中、現地で提供されるユーティリティは何か。開催者が整備するインフラ（下水道、雨水排水、水道、電気、通信）はいつ供給開始されるのか。	更新
	<a href="#">4-2</a>	屋外消火栓用の給水の引き込みはどのようになっているか。	
	<a href="#">4-3</a>	開催者は、海水を利用して各参加者の敷地に空調用の冷水を供給すると聞いたが、どのように冷水を製造するのか。	
	<a href="#">4-4</a>	展示物には大量の電力や水が必要となることが想定されるが、各館が利用可能な容量の設定はあるか。その上限は変更可能か。	
	<a href="#">4-5</a>	電力供給量を増やせることとなった場合、熱（冷水）供給はなくなるのか。	
情 報 提 供	<a href="#">5-1</a>	海外パビリオンの設計・建設に関して質問や相談をしたい。	
	<a href="#">5-2</a>	受注可能な事業者を知りたい。	
	<a href="#">5-3</a>	海外パビリオンの建設に関する案件を受注可能であることを公式参加者に向けて示す方法はあるか。	

分類	整理番号	質問	回答	ガイドライン		備考
				公式参加者（参加国等）	民間パビリオン	
設計	1-1	設計事務所や建設会社を選定する際の条件はあるか。	日本の建築士法による建築士でなければ、一定の建築物の設計又は工事監理をすることはできません。 また、日本の建設業法により必要な許可を有している請負業者でなければ、一定の建設工事をすることができます。 日本の建築士法に基づく資格のある建築士事務所や建設業法に基づく許可を受けた建設会社を選定してください。	—	—	2023.8.30更新
設計	1-2	仮設建築物の許可基準の内容が知りたい。	仮設建築物の許可基準の内容や手続き方法等については、大阪市のホームページをご確認ください。 また、大阪府建築士事務所協会のホームページにも関係者支援を目的とした関連情報が掲載されていますので参考にしていただくことが可能です。  大阪市HP： <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000549781.html">https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000549781.html</a> 大阪府建築士事務所協会HP： <a href="https://www.oaaf.or.jp/hotnews/head/expo2025%e5%a4%a7%e9%98%aa%e3%83%bb%e9%96%a2%e8%a5%bf%e4%b8%87%e5%8d%9a-%e7%94%b3%e8%ab%8b%e6%94%af%e6%8f%b4%e3%83%84%e3%83%bc%e3%83%ab/">https://www.oaaf.or.jp/hotnews/head/expo2025%e5%a4%a7%e9%98%aa%e3%83%bb%e9%96%a2%e8%a5%bf%e4%b8%87%e5%8d%9a-%e7%94%b3%e8%ab%8b%e6%94%af%e6%8f%b4%e3%83%84%e3%83%bc%e3%83%ab/</a>	—	—	
設計	1-3	仮設建築物の許可を受けて確認申請を行うことは可能か。	パビリオンの各敷地は建築基準法上の道路に接しないため、仮設建築物の許可を受ける必要があります。 なお、計画建築物について、安全上、防火上、衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと大阪市が認めて仮設建築物の許可を受けたものは、建築基準法の一部の規定が緩和されます。 仮設建築物の許可基準、手続き要領等は、大阪市のホームページをご確認ください。  大阪市HP： <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000549781.html">https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000549781.html</a>	設計に係るガイドライン（C-03）	設計に係るガイドライン（C-03）	
設計	1-4	建築許可を取得するための予想される期間はどのくらいか。	標準的な審査期間は、仮設許可申請が約3ヶ月、確認申請が35日以内（設計に係るガイドライン 5-4参照）を要しますが、大阪市では、審査体制の強化や手続きの簡略化、指定確認検査機関との連携によって仮設許可申請と確認申請の並行審査を進めるなど、処理期間の短縮化を図っています。 これにより、仮設許可申請については約1.5ヶ月から約2ヶ月で、確認申請については約10日で処理できるよう対応しています。（別添『仮設許可、確認申請に要する期間について』参照） 円滑な手続きに向けて、大阪市、指定確認検査機関へできる限り早い段階でご相談ください。 なお、迅速な手続きのためには、申請書の補正等にかかる速やかな対応が必要となり、その対応によっては、上記の期間以上必要となる場合がありますので、手続きを行なう設計者に対してご指示をお願いします。また、迅速な審査が行えるよう必ず大阪市に事前協議を行ってください。  仮設許可、確認申請に要する期間について： <a href="https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/230228_02_faq.pdf">https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/230228_02_faq.pdf</a>	設計に係るガイドライン（5-4）	設計に係るガイドライン（4-4）	2023.8.30更新
設計	1-5	仮設許可申請、確認申請の手数料の減免はあるか。	減免はありません。	—	—	2023.5.23追加
設計	1-6	パビリオンの基本設計や実施設計の承認取得後にデザイン変更を行う際の承認に必要な期間はどのくらいか。	変更手続きについては、最大で当初承認と同じ期間が必要ですが、変更の内容が軽微であれば短縮することができると考えています。なお、変更の内容によって、仮設許可、確認申請などの変更手続きも必要になる場合がありますので、大阪市他関係機関とも協議を行い、その期間を見込んでおいて下さい。	工事・解体に係るガイドライン（1-3）	工事・解体に係るガイドライン（1-3）	

分類	整理番号	質問	回答	ガイドライン		備考
				公式参加者（参加国等）	民間パビリオン	
設計	1-7	耐火性能の規定は緩和されるか。	<p>計画建築物について、安全上、防火上、衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと大阪市が認めて仮設建築物の許可を受けたものは、建築物に求められる耐火性能の規定が緩和されます。なお、許可を受けた場合に緩和される規定については、大阪市のホームページでご確認ください。</p> <p>大阪市HP（法第85条第6項及び第7項による緩和項目一覧表）：  <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000549781.html">https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000549781.html</a></p>	—	—	2023.5.23更新
設計	1-8	建築基準法に定められていない建築材料や構造方法、Eurocode・ISOなどの国際基準を基に海外で加工された部材などの輸入材料等を使いたいが、どうすればよいか。	<p>仮設建築物は、建築材料のJISやJAS等の適合義務が緩和されますが、建築基準法で品質や強度が定められていない建築材料（輸入材料等）を使用する場合は、代替の考え方や数値の妥当性を仮設許可申請時に示す必要があります。（別添「輸入材料等を使用する場合について」参照）</p> <p>これまでの事前相談では、EN規格の鋼材について、品質が規格で担保されていることから、EN規格で規定された値を用いて構造計算を実施することになった事例があります。</p> <p>また、建築基準法で想定していない特殊な材料を使用する場合は、通常の法定手続きとは別に、専門機関で材料の技術的な評定等が必要となります。構造部材を日本では一般的に採用されていない方法で接合するなど構造的に特殊な工法となる場合についても、組み立て場所が海外であるか日本国内であるかに関わらず、同様に専門機関での技術的な評定等が必要となります。</p> <p>いずれのケースでも、できるだけ早い段階で、日本の設計者から大阪市や評価機関に事前相談を行ってください。</p> <p>輸入材料等を使用する場合について：  <a href="https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/230912_02_yunyushizai.pdf">https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/230912_02_yunyushizai.pdf</a></p> <p>大阪市HP 許可基準等に関するQ&amp;A：  <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000549781.html#QA">https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000549781.html#QA</a></p>	—	—	2023.9.12更新
設計	1-9	地盤の耐力が知りたい。	地盤の耐力は、協会から参加者に提供するボーリングデータ資料をご確認ください。なお、敷地ごとにボーリング調査は行っていませんので、近傍のデータを活用いただくか、必要に応じて参加者が地盤調査を実施してください。	設計に係るガイドライン付録編（1_2）	設計に係るガイドライン付録編（1_2）	
設計	1-10	土壤汚染があるとのことだが、外構の計画上、何か対策が必要か。	<p>土壤汚染対策法を遵守した次のような措置が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3cm以上のアスファルト又は10cm以上のコンクリート等により地表を覆う。</li> <li>・舗装がない場合は50cm以上の汚染されていない購入土等により地表を覆う。</li> </ul> <p>環境省HP 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）：  <a href="https://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man.html">https://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man.html</a></p>	—	—	
設計	1-11	D.L.はO.P.よりも0.43m高く、T.P.よりも0.87m低い基準面です。 したがって、D.L.値とO.P.値、T.P.値の関係は、次のとおりです。 D.L.値 = O.P.値 - 0.43m D.L.値 = T.P.値 + 0.87m		—	—	
設計	1-12	深さ2.5mを超える掘削は可能か。	<p>会場エリアには、地表からおよそ2.5m以深に固化盤（埋立工事のために地盤を固化した層）が存在することを考慮し、掘削可能深さを2.5m以内と定めています。</p> <p>掘削可能範囲は地表面から原則2.5m以内ですが、杭の施工のための削孔及び親杭横矢板工法による山留の親杭設置は可能です。</p> <p>なお、シートパイルの施工等により連続して固化盤を損傷した場合、支持力への影響、大きな建物荷重による部分的な陥没（不同沈下）などの懸念があります。</p>	設計に係るガイドライン（C-33）	設計に係るガイドライン（C-33）	

分類	整理番号	質問	回答	ガイドライン		備考
				公式参加者（参加国等）	民間パビリオン	
設計	1-13	建築物の沈下を抑制するためには、どのような方法が考えられるか。	<p>建物基礎部の排土重量が建物重量よりも軽い場合、新たな上載荷重による地盤沈下が生じるおそれがあります。</p> <p>埋立粘土層の圧密による地盤沈下を防止するため、建築による新たな上載荷重を加えない基礎形式として浮き基礎を推奨しています。</p> <p>例えば、建物単位荷重4tf/m<sup>2</sup>程度で、土の湿潤単位体積重量が1.8tf/m<sup>3</sup>程度とすると、2.5m程度掘削（排土重量1.8tf/m<sup>2</sup>×2.5m=4.5tf/m<sup>3</sup>程度）することで浮き基礎での建築が可能と考えられます。</p> <p>また、杭基礎とする場合、杭先端の支持層で建築物を支持することにより、沈下を抑制することもできますが、杭の引き抜きが可能な工法とする必要があります。</p>	設計に係るガイドライン付録編（1_5）	設計に係るガイドライン付録編（1_5）	
設計	1-14	セットバックの目的は何か。また、制限の対象となるものは何か。	<p>設計に係るガイドラインに規定される主動線側のセットバック制限は、来場者の待機スペース確保や大屋根（リング）からの延焼防止を図るために離隔確保、会場全体の景観上の配慮を目的に設けているものです。</p> <p>隣地側・背面側のセットバック制限は工事中の作業空間の確保等を目的としています。</p> <p>セットバック制限は基本的に建築基準法上の建築物が対象です。ただし、基礎など地盤面下の部分や側溝は対象外です。</p> <p>建築物にあたらない日除け（パーゴラやパラソル等）やその他の工作物は原則としてセットバックエリア内に設置が可能ですが、景観等に大きな影響があることが想定される場合は、個別に設置可否を判断します。</p>	設計に係るガイドライン（3-2-1）	設計に係るガイドライン（2-2-1）	
設計	1-15	津波の影響に備えてパビリオンを設計する要件はあるのか。	会場の計画地盤高さは海面から概ね10mの高さとなっており、高潮や予想される津波の高さ（約5.4m）から余裕を持った高さを確保しています。	—	—	
設計	1-16	BIMデータはどのように活用するのか。	<p>BIM用途については「パビリオンタイプA（敷地渡し方式）のためのBIM要件」2.3に記載のとおりです。実施の目的及び活用については、参加者においてご検討ください。</p> <p>開催者は、会場デザインやシミュレーション、バーチャル万博の3Dデータ作成、リユース等の検討に活用することを考えています。また、参加者がどの程度BIMを用いた取り組みを行っているかを包括的な記録として残すことを検討しています。</p>	BIM要件（2.3）	BIM要件（2.3）	
設計	1-17	BIMデータによるパビリオンのモデル作成において、意匠、構造、外構、設備、全てのデータが必要か。	<p>基本設計では、意匠、構造、外構のデータを提出いただきます（設備は任意）。実施設計では、設備を含めたデータを提出いただきます。（BIM要件7.2参照）</p> <p>なお、BIM要件にモデルの作成における「表現するオブジェクトの“目安”」を記載していますが、初めてBIMを作成する方等に参考としていただくために例示しているものであり、どこまでオブジェクトを表現するかは、参加者の判断となります。実施設計時の「基本設計の目安に加え、必要な情報を追加」についても、個々の状況に応じて参加者が判断してください。また、詳細度については、実施設計時にはLOD300は目標値としていますが、LOD200以上のデータでも可とします。（個々の状況に応じて参加者が判断してください。）</p> <p>※ BIM要件7.2の各表において、実施設計段階で「必須」と表示しているのはBIMデータ自体の提出のことであり、実施設計欄に記載の詳細度（LOD300）が必須という意味ではありません。</p>	BIM要件（7.2）	BIM要件（7.2）	2023.8.30更新
設計	1-18	IFCデータの提出は必須か。	<p>BIM要件では提出データのファイル形式としてRevit及びIFC形式のファイルの提出を求めていますが、BIM要件に沿ったRevitデータを提出いただく場合、IFC形式のデータが無くても差し支えありません。</p> <p>なお、Revitデータにおいて形状が正しく表示されないなどの不備がある場合、IFCデータの提出をお願いする可能性があります。</p>	BIM要件（5.2）	BIM要件（5.2）	2023.5.23追加

分類	整理番号	質問	回答	ガイドライン		備考
				公式参加者（参加国等）	民間パビリオン	
設計	1-19	エレベーターのかごの大きさは、幅1,700mm×奥行1,500mmまたは同等水準のサイズ（17人乗り）以上としなければならないのか。	<p>基準に定められた大きさのエレベーターを設置することで、パビリオン内の動線に影響を与えたり、十分な展示スペースが確保できないなど構造上やむを得ない場合においては、エレベーターを複数台設置する等の代案で、来場者の円滑な利用に配慮できるならば、基準で定めた大きさのエレベーター以外であっても設置は可能です。</p> <p>なお、ユニバーサルデザインガイドラインの適用は来場者エリアのみとなります。一般来場者が立ち入らないVIPエリアや管理エリアは、参加者等が必要に応じて適切に計画してください。</p>	施設整備に関するユニバーサルガイドライン【改訂版】（C6-12）	施設整備に関するユニバーサルガイドライン【改訂版】（C6-12）	2023.10.20追加
設計	1-20	消防設備の設置要件を教えてほしい。	<p>大阪市消防局において、消防用設備の設置等について個別に相談に応じています。</p> <p>相談窓口の連絡先等は、大阪市のホームページをご確認ください。</p> <p>大阪市HP：</p> <p><a href="https://www.city.osaka.lg.jp/shobo_konohana/cmsfiles/contents/0000597/597852/taira.pdf">https://www.city.osaka.lg.jp/shobo_konohana/cmsfiles/contents/0000597/597852/taira.pdf</a></p>	—	—	2023.12.4追加
施工	2-1	パビリオンタイプA（敷地渡し方式）の建設を2025年4月の開幕に間に合わせるためのタイムライン（目安）を確認したい。	<p>これまで、工事・解体に係るガイドラインにおいて、パビリオンタイプAの建設に係るタイムライン（目安）は、建築作業（大型工事車両を使用した建物の構造躯体工事）を2024年7月13日までに完了、内部改装と最終仕上げ作業を2025年1月13日までに完了としていましたが、この度、施工環境改善による作業の効率化等を踏まえて各海外パビリオンの整備工程を精査した結果、それらを補足するタイムライン（目安）等を以下のとおりとしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遅くとも2025年1月中旬には、改装工事・内装工事（建築基準法の完了検査）を完了</li> <li>・これに先立ち、2024年から予定されている会場内の園路などの整備工事や同年10月から本格化が見込まれる内装工事による輻輳を踏まえ、遅くとも2024年10月中旬には、大型工事車両による搬出入や大型重機等による建物の建て方や屋根・外装工事を完了</li> </ul> <p>ただし、敷地条件によりタイムラインが異なり、また、会場内の園路等の整備工事により、やむを得ず工事車両の通行時間の制限がかかる場合があります。各パビリオンの工事が継続できるよう各パビリオンの敷地へのアクセスは確保されますが、具体的な工事工程は、工区毎に個別に協議、調整を行うこととなります。</p> <p>なお、建設作業は敷地内で実施することを原則としており、敷地外を使用した工事が困難となる時期が発生する場合があることについて、ご留意ください。</p> <p>また、改装工事・内装工事と展示品の設置等を並行して実施する場合は、仮使用承認が必要な場合がありますので、事前に大阪市に相談してください。</p> <p>会場全体概略工程表：</p> <p><a href="https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/240216_01_zentaigairyaku.pdf">https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/240216_01_zentaigairyaku.pdf</a></p>	工事・解体に係るガイドライン（1-2）	工事・解体に係るガイドライン（1-2）	2023.12.26更新 2024.2.27URL追加
施工	2-2	会場内の工事調整・進捗管理办法について確認したい。	会場内各工事の工事調整・進捗管理は連絡調整協議体において実施する方向です。 ただし、各パビリオン個別の進捗管理は参加者が行う必要があります。	工事・解体に係るガイドライン（2-5-1）	工事・解体に係るガイドライン（2-5-1）	
施工	2-3	「連絡調整協議体」の具体的な参加要件は。	参加者及びその請負業者は、自らの敷地が該当する「工区連絡調整協議体」に属することになります。 施工者が決定次第、できるだけ早く連絡調整協議体参加届を提出してください。	工事・解体に係るガイドライン（2-1-1）	工事・解体に係るガイドライン（2-1-1）	2023.12.4更新

分類	整理番号	質問	回答	ガイドライン		備考
				公式参加者（参加国等）	民間パビリオン	
施工	2-4	工事・解体に係るガイドライン（2-2-1_C-033）に記載のフェンスの高さは、最低限必要なものか。例えば、金網フェンスやウッドパネルなどで設置することは可能か。	仮囲いの高さは最低でも1.8m以上必要です。 金網フェンスやウッドパネルでも問題ありません。	工事・解体に係るガイドライン（2-2-1）	工事・解体に係るガイドライン（2-2-1）	
施工	2-5	使用するクレーンの種類に制限はあるか。	クレーンの種類に制限はありません。参加者（請負業者）にて施工計画の検討をお願いします。	—	—	
施工	2-6	パビリオンを撤去する際の条件は。何かを存置しておくことはできるか。	すべての建造物（地上及び地盤面下）を撤去していただく必要があります。	設計に係るガイドライン（3-5-2）及び工事・解体に係るガイドライン（8）	設計に係るガイドライン（2-5-2）及び工事・解体に係るガイドライン（8）	
施工	2-7	敷地の原状回復は、どのように行えばよいか。	解体撤去後は擦り付け程度の復旧とし、会場外からの搬入土による埋戻しは不要です。	工事・解体に係るガイドライン（8-6）	工事・解体に係るガイドライン（8-6）	
作業環境	3-1	請負業者の工事事務所等はどこに設置すれば良いのか。	参加者の工事現場事務所や作業員休憩所等の工事仮設建物は必要に応じて自らの敷地内に設置してください。 なお、パビリオン等の工事が円滑に進むよう、大阪港湾局保有地等において作業員の駐車場や資材置き場、現場事務所用地を確保し、2024年2月から段階的に運用を開始します。具体的な配置計画や利用ルール等については、決まりしだいお知らせします。  パビリオン建設の円滑化に向けた工事環境等の改善について（第3版）： <a href="https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/231222_01_01_PVkaizenn.pdf">https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/231222_01_01_PVkaizenn.pdf</a>	工事・解体に係るガイドライン（2-2-2）	工事・解体に係るガイドライン（2-2-2）	2023.12.26更新
作業環境	3-2	敷地内で工事を実施するにあたり、共通で利用する工事用仮設等について費用負担が必要か。	会場内の共用可能な工事用仮設に要する費用（車両管理システム、入退場管理システム（顔認証）、タイヤ洗浄設備、給水スポット等）については、参加者またはその請負業者に対して負担は求めません。	工事・解体に係るガイドライン（C-023、C-042、C-073、C-085、C-098）	工事・解体に係るガイドライン（C-023、C-042、C-073、C-085、C-098）	2023.10.20更新
作業環境	3-3	夜間及び休日作業を行うことができるか。	作業は原則として8:00～18:00とし、土日は休日、月～金の祝日は稼動日とされています。夜間及び休日（土日）にやむを得ず工事を行う場合は、会場全体施工ルールに定める作業時間延長等（休日作業）申請書を工区統括施工者に提出してください。 また、各工区の入場ゲートの警備員延長費用等の費用負担が必要となります。	工事・解体に係るガイドライン（C-068、G-014）	工事・解体に係るガイドライン（C-068、G-014）	2023.8.30更新
作業環境	3-4	工事作業員の会場へのアクセスについて教えて欲しい。	統括施工者が工事関係者等用の通勤バスを導入しています。工事期間中の通勤バスの利用料金については、公共交通機関のバス運賃なみ（往復420円）となります。 なお、公共交通機関のバスも運行していますが、運行本数等は限られます。また、車両で通勤する人のため、バス乗車場に近接して駐車場（有料）を設置しています。 なお、パビリオン等の工事が円滑に進むよう、大阪港湾局保有地等において作業員の駐車場や資材置き場、現場事務所用地を確保し、2024年2月から段階的に運用を開始します。具体的な配置計画や利用ルール等については、決まりしだいお知らせします。  パビリオン建設の円滑化に向けた工事環境等の改善について（第3版）： <a href="https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/231222_01_01_PVkaizenn.pdf">https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/231222_01_01_PVkaizenn.pdf</a>	工事・解体に係るガイドライン（2-5-1）	工事・解体に係るガイドライン（2-5-1）	2023.12.26更新

分類	整理番号	質問	回答	ガイドライン		備考
				公式参加者（参加国等）	民間パビリオン	
作業環境	3-5	相当な量の工具を持ち運ぶ場合、会場へ車両で通勤することは可能か。	道具や資材等を積載した通勤車両は、通行許可を得て、会場内への乗り入れが可能です。	工事・解体に係るガイドライン（2-5-1）	工事・解体に係るガイドライン（2-5-1）	2023.9.12追加
作業環境	3-6	建設発生土の搬出先はどこか。また、建設発生土を埋戻しに使用できるか。	会場予定地は土壤汚染対策法における形質変更時要届出区域に指定されています。掘削土は汚染土扱いとなるため、建設発生土は協会が指定する会場予定地内の処分場所に埋立処分する必要があります。 敷地から会場予定地内の処分場所に搬出した建設発生土を、再度敷地内に持ち込むことはできませんが、参加者の敷地内に仮置きした掘削土は埋戻しに使用することができます。 建設発生残土の仮置き場が必要であれば、敷地内で確保してください。	工事・解体に係るガイドライン（2-2-6）	工事・解体に係るガイドライン（2-2-6）	2023.8.30更新
作業環境	3-7	大屋根（リング）内側の敷地においても工事動線は確保されるのか。	会場内の園路やサービス動線が、工事動線となります。会場全体施工ルールの添付書類3として共通仮設道路計画図を掲載していますのでご参照ください。また、別添資料「工事動線について」を確認してください。 ただし、工事動線は、多数の工事が同時進行することによる作業調整や工事の進捗により変動します。また、敷地条件や会場内の園路等の整備工事により、やむを得ず工事車両の通行時間の制限がかかる場合があります。各パビリオンの工事が継続できるよう各パビリオンの敷地へのアクセスは確保されますが、具体的な工事工程は、工区毎に連絡調整協議体で個別に協議、調整を行います。 なお、建設作業は敷地内で実施することを原則としてますので、敷地外を使用した工事が困難となる時期が発生する場合があることについても、ご留意ください。  会場全体施工ルール： <a href="https://www.expo2025.or.jp/association/maintenance/news-20230428-03/">https://www.expo2025.or.jp/association/maintenance/news-20230428-03/</a> 工事動線について： <a href="https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/230830_02_dousen.pdf">https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/230830_02_dousen.pdf</a>	工事・解体に係るガイドライン（2-1）	工事・解体に係るガイドライン（2-1）	2023.12.26更新
作業環境	3-8	繁忙期に工事車両の制限はあるか。	車両管理システムを導入し、通行の事前許可を行うことで、渋滞が予想される場合などに車両通行量の平準化を図ります。 また、工事時間中の円滑な会場へのアクセスを確保するため、工事車両等の出入口の拡充を図っていきます。（新たに3か所追加予定。現在更なる出入り口の拡充に向けて検討中。） なお、内閣官房、開催者、大阪府市が中心となり、工事期間中の交通量が最も厳しい状況になった場合においても、問題が発生しないよう車両の影響調査を行い、対策をとりまとめています。  パビリオン建設の円滑化に向けた工事環境等の改善について（第3版）： <a href="https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/231222_01_01_PVkaizenn.pdf">https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/231222_01_01_PVkaizenn.pdf</a>	工事・解体に係るガイドライン（2-1）	工事・解体に係るガイドライン（2-1）	2023.11.10更新
作業環境	3-9	工事期間中、建設資材の保管場所はあるか。	参加者の施工に必要となる資材は自らの敷地内で資材置き場等を確保してください。 なお、関係する施工者や工区統括施工者、関係者と調整し、場所が確保できる時は、敷地外に建設資材を一時保管していただける場合があります。 また、パビリオン等の工事が円滑に進むよう、大阪港湾局保有地等において作業員の駐車場や資材置き場、現場事務所用地を確保し、2024年2月から段階的に運用を開始します。具体的な配置計画や利用ルール等については、決まりしだいお知らせします。  パビリオン建設の円滑化に向けた工事環境等の改善について（第3版）： <a href="https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/231222_01_01_PVkaizenn.pdf">https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/231222_01_01_PVkaizenn.pdf</a>	工事・解体に係るガイドライン（2-2-2、2-4、2-5-3）	工事・解体に係るガイドライン（2-2-2、2-4、2-5-3）	2023.12.26更新

分類	整理番号	質問	回答	ガイドライン		備考
				公式参加者（参加国等）	民間パビリオン	
作業環境	3-10	各工区の施工ヤードに駐車場や工事車両の待機スペースはあるのか。	<p>各工区の施工ヤードには、駐車場や工事車両の待機スペースはありません。自らの敷地において確保してください。</p> <p>なお、工事車両については、関係する施工者や工区統括施工者、関係者と調整し、場所が確保できる時は、敷地外に一時的に利用していただける場合があります。</p> <p>また、パビリオン等の工事が円滑に進むよう、大阪港湾局保有地等において作業員の駐車場や資材置き場、現場事務所用地を確保し、2024年2月から段階的に運用を開始します。具体的な配置計画や利用ルール等については、決まりしだいお知らせします。</p> <p>パビリオン建設の円滑化に向けた工事環境等の改善について（第3版）：  <a href="https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/231222_01_01_PVkaizenn.pdf">https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/231222_01_01_PVkaizenn.pdf</a></p>	工事・解体に係るガイドライン（2-2-3、2-4、2-5-3）	工事・解体に係るガイドライン（2-2-3、2-4、2-5-3）	2023.12.26更新
作業環境	3-11	パビリオン建設に関する契約において、委託を受けたPM会社等が、発注者の代理人やコードィネーターとしてプロジェクトに参画するものであり、建設工事の実施を行わない場合においては、建設業許可を不要と判断できるか。判断できる場合、契約書等で注意すべき点について、ご教示いただきたい。	<p>一般的に、建設工事の請負とみなしうる業務が含まれない契約については建設工事の請負契約とみなされないため、建設業法第24条の規定の適用を受けるものではなく、よって、建設業の許可も不要です。</p> <p>なお、委託を受けたPM会社等が行うとされている業務が建設業法の対象となるか否かについては、準備行為を含めた建設工事の開始までに、当該会社等の業務分担や責任等が契約書やその附属書類、覚書等において明確にされているか、及び当該会社等の業務の実質が建設工事の請負とみなしうるかという観点から判断されるものです。</p>	—	—	2023.11.10追加
作業環境	3-12	パビリオン整備において、監理技術者の兼任は可能か。	<p>パビリオンが集合して形成するエリアの建設については、万博の特殊性を踏まえれば、会場全体が不可分なものと考えられることから、これらのパビリオン整備を一体のものと捉え、建設業法上求められる監理技術者等の専任に関して、複数の工事について同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することが可能です。</p> <p>その際、工事元請会社が適切な施工管理が可能と判断することを前提に、関係するすべての発注者から同一工事として取り扱うこと、同一の監理技術者が複数工事全体を管理することについて書面により承諾を得る必要があります。</p>	工事・解体に係るガイドライン（9-1）	工事・解体に係るガイドライン（9-1）	2023.9.12更新
作業環境	3-13	人手不足改善に向けて、ビザの取得に関して、手続き方法等の情報がほしい。	建設労働者は、万博独自の在留資格として「特定活動」が認められることとなります。ただし、建設労働者を雇用しようとする企業は建設業法上の許可を受けている必要があります。また、「特定活動」の申請は公式参加者経由で協会に対して行う必要があります。	—	—	2023.10.20追加
作業環境	3-14	開幕直前の工事車両の集中に備え、物流交通対策はどうなっているのか。	<p>関係者において、工事期間中の交通流対策について協議しています。</p> <p>10月23日には夢洲万博関連事業等推進連絡会議において「夢洲における工事期間中の物流交通対策について」を報告しました。</p> <p>第3回夢洲万博関連事業等推進連絡会議及び第4回同幹事会（資料6）：  <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/cmsfiles/contents/0000566/566831/410.pdf">https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/cmsfiles/contents/0000566/566831/410.pdf</a></p>	—	—	2023.12.4追加

分類	整理番号	質問	回答	ガイドライン		備考
				公式参加者（参加国等）	民間パビリオン	
作業環境	3-15	会場の通信環境は。	<p>工事期間中の通信環境の改善については、主要キャリアごとに対応を進めているところです。一部では対応が完了しており、2024年2月には主要キャリア4社すべての電波状況が改善される見込みです。</p> <p>また、協会が整備する通信サービス（光回線サービス及び携帯電話ネットワーク）について、2024年10月に供用開始する予定です。光回線サービスについては、協会への手続きを行った上で、公式参加者側で通信サービス事業者との契約をすれば、工事期間中も光回線による通信サービスの利用が可能です。</p>			2023.12.26追加
インフラ	4-1	工事中、現地で提供されるユーティリティは何か。開催者が整備するインフラ（下水道、雨水排水、水道、電気、通信）はいつ供給開始されるのか。	<p>開催者が各敷地までインフラを整備するまでの期間は、必要なインフラは自ら手配していただく必要があります。</p> <p>工事用電気は、発電機を自ら手配してください。（発電機について、手配可能なリース会社の名称をお伝えすることができます。リース先が決まらず、お困りの場合は、協会にお知らせください。燃料については、バイオ燃料等環境に配慮した燃料の活用が望ましいと考えます。）</p> <p>工事用上水は、工区統括施工者により各工区毎に給水スポットを設置していますので、当該給水スポットから用水を調達してください。</p> <p>工事用排水は、工区統括施工者の指示に従い排水するようにしてください。</p> <p>なお、工区統括施工者が設置している仮設インフラについては、利用状況等を把握し、必要に応じて増設などの対応を図っていきます。</p> <p>なお、各本設インフラの提供予定は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道 2025年1月供給開始予定 (2024年7月中旬仮使用開始予定。 排水は不可（各敷地内で汲み取り）)</li> <li>・下水道（汚水）2025年1月供給開始予定</li> <li>・下水道（雨水）2024年7月供給開始予定</li> <li>・電気 2024年5月供給開始予定</li> <li>・通信 2024年10月供給開始予定</li> <li>・冷水 2024年12月供給開始予定</li> </ul> <p>パビリオン建設の円滑化に向けた工事環境等の改善について（第3版）： <a href="https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/231222_01_01_PVkaizenn.pdf">https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/231222_01_01_PVkaizenn.pdf</a></p>	工事・解体に係るガイドライン（2-2-4）	工事・解体に係るガイドライン（2-2-4）	2024.2.27更新
インフラ	4-2	屋外消火栓用の給水の引き込みはどのようにになっているか。	<p>屋外消火栓用の給水は、下図のとおり開催者が敷地内まで引き込みます（屋外消火栓使用時 最低圧力0.4Mpa）。（イメージ図参照）</p>	工事・解体に係るガイドライン（3-1-1）	工事・解体に係るガイドライン（3-1-1）	2023.8.30追加

分類	整理番号	質問	回答	ガイドライン		備考
				公式参加者（参加国等）	民間パビリオン	
インフラ	4-3	開催者は、海水を利用して各参加者の敷地に空調用の冷水を供給すると聞いたが、どのように冷水を製造するのか。	開催者は、空調用の冷水を製造する熱供給処理施設4か所の内、海に近い2か所の施設で海水を取水して、空調用の冷水と（熱伝導による）熱交換を行います。（直接、空調用の冷水に海水を用いる訳ではありません。）なお、空調用の冷水には、水道水に有害物質を含まず配管を腐食させないための防錆剤や珪藻類の発生を抑制する殺藻剤、レジオネラ菌等の発生を抑える殺菌剤等が含まれます。	工事・解体に係るガイドライン（4-2-7）	工事・解体に係るガイドライン（4-2-7）	2023.8.30追加
インフラ	4-4	展示物には大量の電力や水が必要となることが想定されるが、各館が利用可能な容量の設定はあるか。その上限は変更可能か。	水、冷水については、プロットシートに記載の容量の範囲内で設計してください。 電力についても、基本的にはプロットシートに記載の容量となりますが、現在、会期中の電力供給に万全を期するため、電気事業者と容量の増加について調整しております。 各パビリオンにおける増量については、ニーズをとりまとめ、2024年1月目処で、増加した電力供給量をお知らせします。  パビリオン建設の円滑化に向けた工事環境等の改善について（第3版）： <a href="https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/231222_01_01_PVkaizenn.pdf">https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/231222_01_01_PVkaizenn.pdf</a>	設計に係るガイドライン（4_パビリオンプロットシート）	設計に係るガイドライン（3_パビリオンプロットシート）	2023.11.10更新
インフラ	4-5	電力供給量を増やすことになった場合、熱（冷水）供給はなくなるのか。	電力使用量の変更申出に基づき、電力供給量を増やすことができた場合であっても、熱（冷水）供給は、予定どおりプロットシートに記載の容量で各パビリオンへ供給を行います。	—	—	2023.12.4追加
情報提供	5-1	海外パビリオンの設計・建設に関して質問や相談をしたい。	「海外パビリオン建設相談窓口」までご連絡ください。 海外パビリオン建設に関心のある建設事業者の方への一元的な問い合わせ窓口として、建設実務に精通した外国語対応可能な人材を配備し、各種情報提供とご質問への対応体制を構築しています。  海外パビリオン建設相談窓口の開設について： <a href="https://www.expo2025.or.jp/news/news-20230901-01/">https://www.expo2025.or.jp/news/news-20230901-01/</a>	—	—	2023.12.4追加
情報提供	5-2	受注可能な事業者を知りたい。	大阪府が開設する2025年大阪・関西万博関連の調達支援サイト「万博商談もずやんモール」（※1）には、受注側として府内建設事業者等の情報が掲載されていますので、サイトからアクセス可能です。 また、大阪商工会議所が開設する「ザ・ビジネスモール」（※2）には、日本全国の中小企業（商工会議所・商工会の会員）の情報が掲載されており、特設ページ「BM万博商談」にて受注者の募集が可能です。 なお、どちらか一方のサイトに、発注者側（買い手）の情報を登録した場合は、自動連携により、両方のサイトに掲載されます。 ※1 万博に関連する資材やサービス、役務提供などの調達を希望する企業・団体に対し、オンライン上でのマッチング支援を実施 ※2 全国の商工会議所等が共同運営する中小企業の販路開拓支援サイト  万博商談もずやんモール： <a href="https://www.expo-mozuyanmall.jp/">https://www.expo-mozuyanmall.jp/</a> ザ・ビジネスモール <a href="https://www.b-mall.ne.jp/">https://www.b-mall.ne.jp/</a>	—	—	2023.12.4追加

分類	整理番号	質問	回答	ガイドライン		備考
				公式参加者（参加国等）	民間パビリオン	
情報提供	5-3	海外パビリオンの建設に関する案件を受注可能であることを公式参加者に向けて示す方法はあるか。	<p>府内建設事業者の方は、大阪府が開設する2025年大阪・関西万博関連の調達支援サイト「万博商談もずやんモール」にご登録ください。</p> <p>その他の事業者の方（商工会議所・商工会の会員）は、大阪商工会議所が開設する「ザ・ビジネスモール」にご登録ください。</p> <p>受注側（売り手）として登録した情報は、公式参加者からもアクセス可能です。</p> <p>そのほか、海外パビリオン建設相談窓口まで個別にご相談ください。関心のある国のパビリオン整備にどう参画したらいいかなどのご相談に対応しています。</p> <p>万博商談もずやんモール：  <a href="https://www.expo-mozuyanmall.jp/">https://www.expo-mozuyanmall.jp/</a></p> <p>ザ・ビジネスモール  <a href="https://www.b-mall.ne.jp/">https://www.b-mall.ne.jp/</a></p> <p>海外パビリオン建設相談窓口の開設について：  <a href="https://www.expo2025.or.jp/news/news-20230901-01/">https://www.expo2025.or.jp/news/news-20230901-01/</a></p>	—	—	2023.12.4追加